# 長崎市地域商社事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内事業者の売上拡大につなげるとともに、地域資源に磨きをかけ、域外に地域全体を売り出すことにより、「人」の交流を含めた地域経済の活性化を図るため、地域商社を設立し、若しくは既存の地域商社機能を拡充させる事業者又は団体に対して、予算の範囲内において、長崎市地域商社事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和６３年長崎市規則第２１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「地域商社」とは、市内事業者の新たな販路の開拓を支援し、当該事業者の収益を引き出す役割、市内事業者に対する商品開発支援、マーケティング等のコンサルティング及び地域のブランディングを担う事業者又は団体をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の要件を全て満たすものであって、長崎市補助金等の交付対象の選定に係る審査会規則（平成２７年長崎市規則第９１号）第２条第１項の規定に基づき設置する審査会の審査及び報告を経て、市長が決定した２者とする。

⑴　本市内に本社又は本店を有する事業者又は団体であること。

⑵　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業を営む者ではないこと。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新たな地域商社の設立に資する事業又は既存の地域商社の機能拡充に資する事業とする。

２　補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。この場合において、

補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

３　国、県、市等の助成制度による補助金等の交付を受ける事業については、補助対象としない。

（交付の申請）

第５条　規則第３条第１項に規定する市長が定める期日は、平成３０年度にあっては、８月１０日とし、平成３１年度及び平成３２年度にあっては、補助金の交付の申請をする日の属する年度の４月末日とする。

２　規則第３条第１項第１号に規定する事業計画書は、地域商社事業計画書（第１号様式）とする。

３　規則第３条第１項第５号の市長が必要と認める書類は、地域商社事業現金収支計画書（第２号様式）とする。

４　規則第３条第２項の規定により、新たに地域商社を設立しようとする者にあっては、平成３０年度に限り、同条第１項第３号の書類の添付は、省略するものとする。

５　市長は、規則第６条第１項に規定する補助金等交付決定通知書に付された日以降に着手する事業を補助対象事業と認め、補助金等交付決定通知書に付された日前に着手した事業は、補助対象事業として認めない。

６　補助金を申請しようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助対象事業の変更）

第６条　規則第５条第１項第１号に規定する市長が定める軽微な変更は、次に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

⑴　補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。

⑵　総事業費の２０パーセント以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

２　規則第５条第１項第１号又は第２号に規定する市長の承認を受けようとする者が、同条第３項に規定する補助事業等変更中止（廃止）承認申請書に添付する書類は、地域商社事業変更書（第３号様式）とする。

（交付の条件）

第７条　規則第５条第１項第４号のその他市長が必要と認める事項は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、当該補助対象事業を行った年度の翌年度から５年間保存するものとする。

（申請の取下げ）

第８条　規則第７条第１項に規定する別に定める期日は、規則第６条第１項の規定による通知を受領した日から起算して１４日を経過した日とする。

（実績報告）

第９条　規則第１２条に規定する別に定める期日は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日又は補助対象事業を行った年度の翌年度の４月５日のいずれか早い日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　規則第１２条第１号に規定する収支計算書は、地域商社事業現金収支計算書（第４号様式）とする。

３　規則第１２条第２号のその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

⑴　地域商社事業完了報告書（第５号様式）

⑵　補助対象経費の支出が確認できる領収書等の証拠書類の写し

⑶　補助対象事業に係る活動が確認できる写真等の証拠書類

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金返還）

第１０条　第５条第６項ただし書の規定により補助金を申請した者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第６号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

（事故報告等）

第１１条　補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、遂行の見通し等を市長に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

（収益納付）

第１２条　市長は、補助対象事業の実施により収益が生じた場合は、補助対象者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

（委任）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、平成３３年3月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第４条関係）

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
| --- | --- | --- |
| 賃金（臨時的な雇用に係る賃金に限る。） | ３分の２（ただし、平成３２年度にあっては、２分の１とする。） | ５，０００千円（ただし、平成３２年度にあっては、３，７５０千円とする。） |
| 報償費 | | |
| 旅費 | | |
| 需用費（食糧費を除く。） | | |
| 役務費 | | |
| 委託料 | | |
| 使用料及び賃借料 | | |
| 原材料費 | | |
| 負担金 | | |

第１号様式(第５条関係)

# 地域商社事業計画書

年　　月　　日

（あて先）長崎市長

所在地
事業者名
代表者名　　㊞

## 1　事業実施者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 名称 | | 設立年月日 | |
| 代表者<br>役職・氏名 | | 業種 | |
| 所在地 | | 電話番号 | |
| 従業者数 | | 資本金又は<br>出資金 | |

## 2　事業計画

| | |
|---|---|
| ⑴ 事業目的 | |
| ⑵ 補助対象事業<br>の実施方法 | |
| ⑶ 現在確保している<br>販路及び取扱商品 | |

<table>
<tr><td>⑷ 今後拡充する販路<br>及び取扱予定商品</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑸ 事業費<br>（　　年度）</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td>⑹ 収支見通し</td><td colspan="2">（収入）</td><td>（支出）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑺ 実施スケジュール</td><td>時期</td><td colspan="2">補助対象事業の実施内容</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑻ 事業の推進体制</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>⑼ 自社の強み</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第２号様式(第５条関係)

# 地域商社事業現金収支計画書

年　　月　　日

（あて先）長崎市長

所在地
事業者名
代表者名　　㊞

## 1　収入の部

| 区分 | 収入予定額 | 備考 |
|---|---|---|
| | 円 | |
| 合計 | | |

## 2　支出の部

| 区分 | 支出予定額 | 備考 |
|---|---|---|
| | 円 | |
| 合計 | | |

※　支出の部には、補助対象経費のみを記載してください。

第３号様式(第６条関係)

# 地域商社事業変更書

年　　月　　日

（あて先）長崎市長

所在地
事業者名
代表者名　　㊞

１　変更理由

| |
|---|
| |

２　変更内容

| |
|---|
| |

３　変更後の収支内訳

（１）収入の部

| 区分 | 収入予定額 | 備考 |
|---|---|---|
| | 円 | |
| 合計 | | |

（２）支出の部

| 区分 | 支出予定額 | 備考 |
|---|---|---|
| | 円 | |
| 合計 | | |

第４号様式(第９条関係)

# 地域商社事業現金収支計算書

年　　月　　日

（あて先）長崎市長

所在地
事業者名
代表者名　　㊞

## 1　収入の部

| 区分 | 決算額 | 備考 |
|---|---|---|
| | 円 | |
| 合計 | | |

## 2　支出の部

| 区分 | 決算額 | 備考 |
|---|---|---|
| | 円 | |
| 合計 | | |

※　支出の部には、補助対象経費のみを記載してください。

第５号様式（第９条関係）

# 地域商社事業完了報告書

年　　月　　日

（あて先）長崎市長

所在地
事業者名
代表者名　　㊞

## 1　事業実施内容

| |
|---|
| |

## 2　取引実績

| 商品名 | 事業者名 | 販売先 | 取引金額 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 合計 | | | |

## 3　事業の成果・効果

## 4　事業の課題

## 5　今後の取組み

第６号様式（第１０条関係）

# 仕入れに係る消費税等相当額報告書

年　　月　　日

（あて先）長崎市長

所在地
事業者名
代表者名　　㊞

　　年　月　日付け　　第　　号をもって交付決定通知（又は確定通知）があった補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、長崎市地域商社事業費補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり報告します。

１　補助金額（市長が交付決定通知（又は確定通知）により通知した額）　　円

２　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

３　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　円

５　仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳